

平成 2 4 年(2012年) 1 2 月 6 日
建 設 委 員 会 資 料
都市政策推進室中野駅周辺まちづくり担当
都 市 基 盤 部 都 市 計 画 担 当

上告事件の決定について

1 事件名

各都市計画決定違法確認請求上告事件（東京高等裁判所 平成 2 4 年（行サ）第 1 4 7 号）

2 当事者

上告人 中野区民 5 名、杉並区民 1 名

被上告人 中野区

3 訴訟の経過

平成21年(2009年) 5月21日 東京地方裁判所に訴えの提起（東京地方裁判所 平成 2 1 年（行ウ）第 2 5 3 号都市計画決定違法確認請求事件）

8月26日 東京地方裁判所に訴えの提起（東京地方裁判所 平成 2 1 年（行ウ）第 4 2 8 号都市計画決定違法確認請求事件）

平成24年(2012年) 4月27日 東京地方裁判所で訴え却下の判決言渡し

5月 9日 東京高等裁判所に控訴の提起

8月27日 東京高等裁判所で控訴棄却の判決言渡し

9月 6日 最高裁判所に上告の提起及び上告受理の申立て

11月 6日 東京高等裁判所で上告却下の決定

4 事案の概要

上告人らは、被上告人が平成 2 3 年 8 月 1 9 日付けで告示（中野区告示第 1 0 6 号）をした東京都市計画公園第 3 ・ 3 ・ 1 0 9 号中野中央公園についての都市計画を変更する都市計画変更決定（以下「本件都市計画変更決定」という。）は、東京都知事が東京都震災対策条例第 4 7 条第 1 項本文の規定に基づいて指定した広域避難場所である「中野区役所一帯」の中核を成すべき同公園を、被上告人が平成 1 3 年 3 月に策定した「中野区みどりの基本計画」では、約 4 h a の公園として都市計画決定し、整備推進に努めるものとされていたのに、これよりも大幅に少ない約 2 . 1 h a とするものであるから、都市計画法第 1 3 条第 1 項第 1 1 号及び第 1 8 条の 2 第 4 項に違反する違法なものであって、上告人ら個々人が有する同公園を中核とする広域避難場所「中野区役所一帯」に避難する利益に現に不安が生じているなどと主張して、行政事件訴訟法第 4 条に規定する公法上の法律関係に関する確認の訴えとして本件都市計画変更決定が違法であることの確認を求めた事案である。

上告人は、第 1 審判決では訴えを却下され、第 2 審判決においては控訴が棄却されたため、上告の提起及び上告受理の申立てをしていたものである。

5 上告の趣旨

原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

6 決定

(1) 主文

ア 本件上告を却下する。

イ 上告費用は、上告人らの負担とする。

(2) 理由

上告状には、上告理由の記載がなく、上告人らは、法定の期間内に上告理由書を提出しなかった。

したがって、本件上告は、民事訴訟法第316条第1項第2号により、却下を免れない。